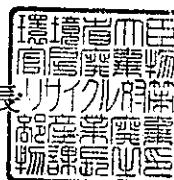




環廃産発第 1306063 号  
平成 25 年 6 月 6 日

各都道府県・政令市 廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



### 廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）において、事業者は、排出した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、委託基準に従い、適正な処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することとされている。

このため、環境省では、廃棄物情報の適正な提供方法等についてガイドラインとして取りまとめ、「廃棄物情報の提供に関するガイドラインについて」（平成18年4月28日環廃産発第060428003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）により関係者に周知し、廃棄物情報の適正な提供について指導の徹底に努めるよう通知したところである。

こうした中、昨年5月に、利根川水系の複数の浄水場において、水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出されるという事案が発生したが、これは、処理を委託した廃棄物中に、ホルムアルデヒドの前駆物質であるヘキサメチレンテトラミンが高濃度に含まれている旨の情報が、事業者から処理業者に伝達されず、適切な処理が行われなかつたためであると強く推定された。

これを受け、廃棄物情報の伝達についてのさらなる具体化及び明確化を図る必要が生じたことから、昨年、環境省において有識者等による検討会を設置し、従前のガイドラインの位置付けを整理するとともに、廃棄物データシート（WDS）の記載内容の見直し等を行い、別添1のとおりガイドライン第2版として改訂を行った。

貴職におかれでは、本ガイドラインを事業者、処理業者等の関係者に広く周知し、廃棄物情報の適正な提供について指導の徹底に努められたい。また、主な改訂内容は、別添2のとおりであるので参考とされたい。

おって、平成18年4月28日付け環廃産発第060428003号本職通知「廃棄物情報の提供に関するガイドラインについて」は廃止する。

なお、本ガイドラインは環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>)に掲載している。周知等に活用されたい。